

Make a Vision Together

病院・特養の経営状況と社会福祉連携推進法人の概要 ～医療・介護の経営環境～

令和3年9月4日
妻有地域の医療介護を考える会・シンポジウム

独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター
シニアリサーチャー
千葉 正展

1

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

主な内容

1. 経営分析参考指標からみた病院の経営状況
2. 経営分析参考指標からみた特養の経営状況
3. 社会福祉法人に係る制度・政策の動向
4. 社会福祉連携推進法人の検討の背景と制度概要

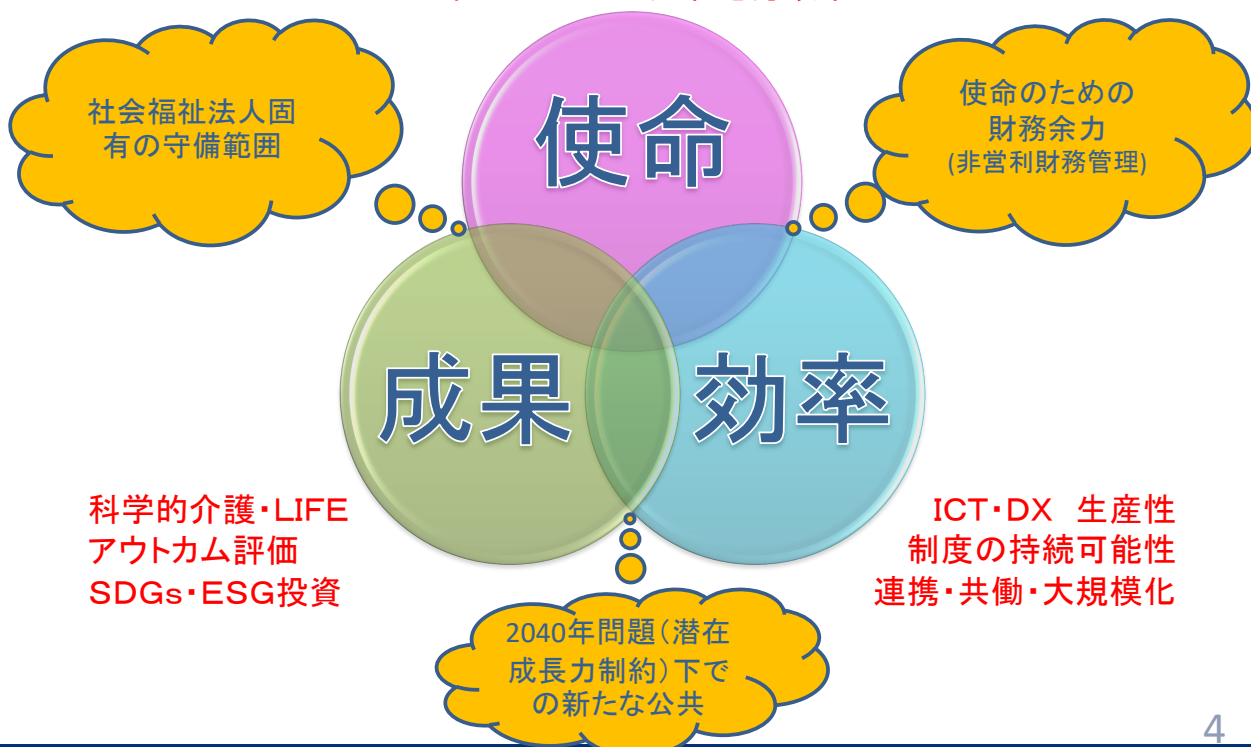
2

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

1. 社会福祉法人に係る制度・政策の動向

社会福祉法人の制度・政策に係る3つのキーワード

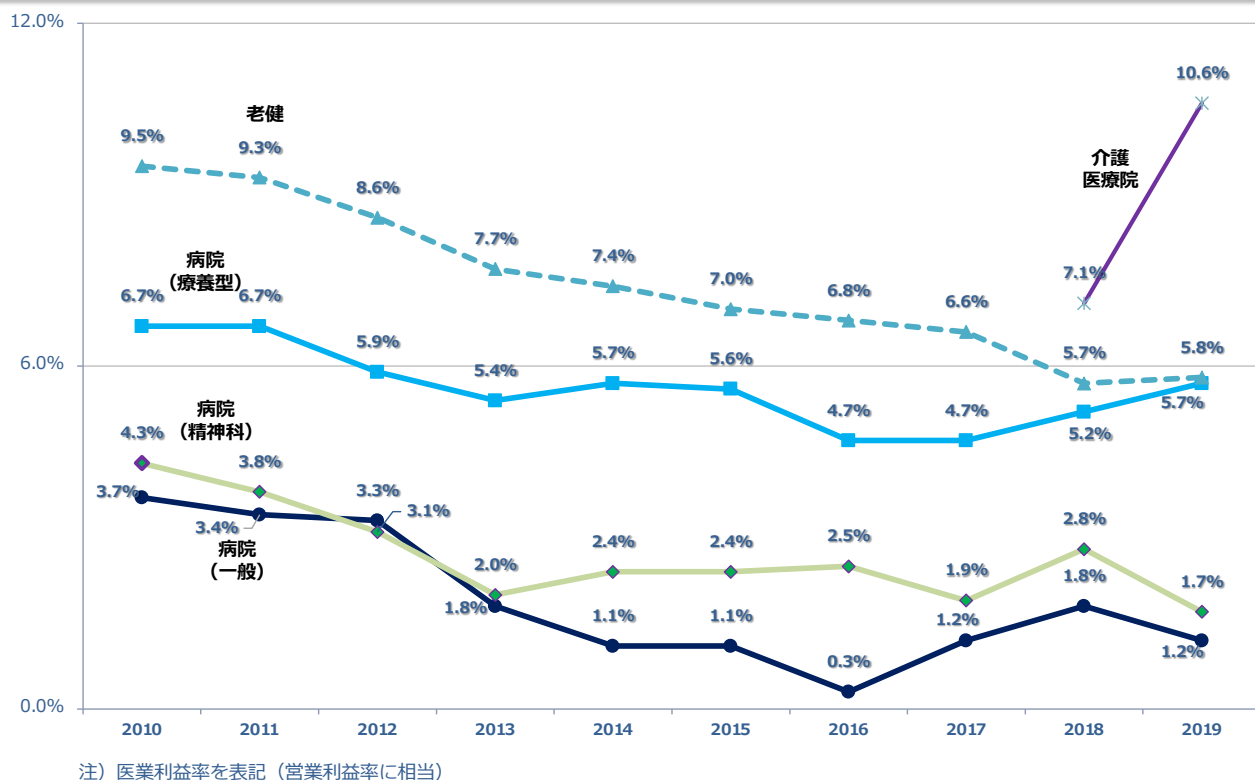
地域における公益的取組・地域共生社会
ディーセントワーク・働き方改革



2. 経営分析参考指標からみた病院の経営状況

2-1. 病院の経営状況

主な医療施設の利益率の推移



➤ 病院・老健の利益率は近年低下傾向にあり、特に一般病院の利益率は厳しい水準

7

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

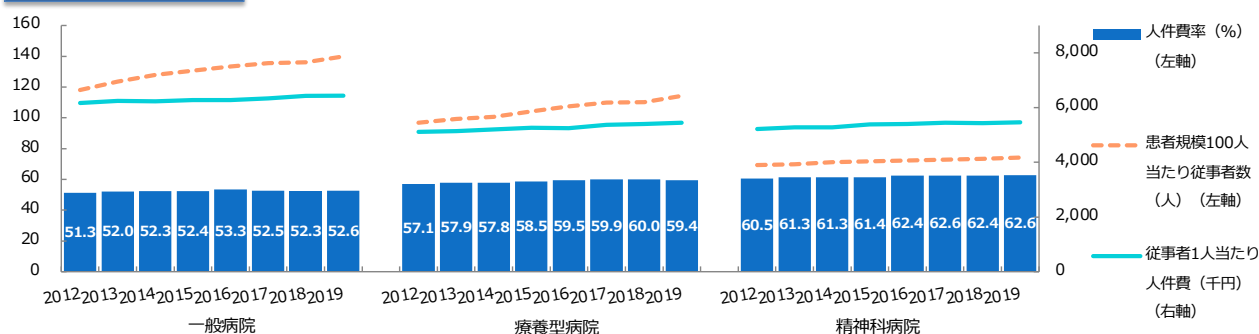
病院の収益・費用の推移

収益と費用の関係

注) 数値は2012を100とした指数



人件費率等の推移



➤ 近年の利益率低下の背景は、収益増を上回る費用増にある。特に従事者数が増加して、人件費率は上昇

8

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

病院の経営状況（2力年度比較 病院種別）

注）一般病院…全病床に占める一般病床の割合が50%超
療養型病院…全病床に占める一般病床の割合が50%超
精神科病院…全病床に占める精神病床の割合が80%超（以下同じ）

		一般病院		療養型病院		精神科病院	
		2018(H30) n=689	2019(R1) n=702	2018(H30) n=441	2019(R1) n=375	2018(H30) n=242	2019(R1) n=230
病床利用率	%	82.4	82.9	89.5	90.5	89.9	89.4
在院日数	日	17.8	17.7	88.8	84.7	245.3	238.6
患者1人1日当たり入院収益	円	49,918	50,945	25,332	26,861	16,468	16,633
患者1人1日当たり外来収益	円	13,198	13,487	9,741	10,410	8,931	9,145
1床当たり医業収益	千円	21,627	22,067	10,232	10,863	6,355	6,421
1床当たり医業費用	千円	21,232	21,806	9,701	10,241	6,175	6,313
人件費率	%	52.3	52.6	60.0	59.4	62.4	62.6
医療材料費率	%	21.0	21.3	7.7	7.8	6.5	6.6
経費率	%	18.3	18.3	19.5	19.4	18.3	18.7
減価償却費率	%	5.0	5.0	4.2	4.3	4.5	4.7
医業収益対医業利益率	%	1.8	1.2	5.2	5.7	2.8	1.7
経常収益対経常利益率	%	2.2	1.4	6.0	6.2	3.9	2.4
100床当たり医師数（常勤）	人	10.7	10.8	3.7	3.7	2.9	3.0
100床当たり医師数（非常勤）	人	2.5	2.6	1.7	1.8	0.9	0.9
100床当たり看護師・准看護師・看護補助者	人	66.6	68.0	59.7	60.8	47.7	48.0
従事者1人当たり人件費	千円	6,430	6,434	5,395	5,448	5,426	5,461
赤字割合	%	36.6	41.3	24.0	20.8	27.7	27.0

注）経常利益が0円未満を赤字とした

➤ 入院単価（患者1人1日当たり入院収益）はいずれの病院種別でも上昇しているが、一般病院では従事者数・従事者1人当たり人件費も増加し医業収益率は低下

9

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

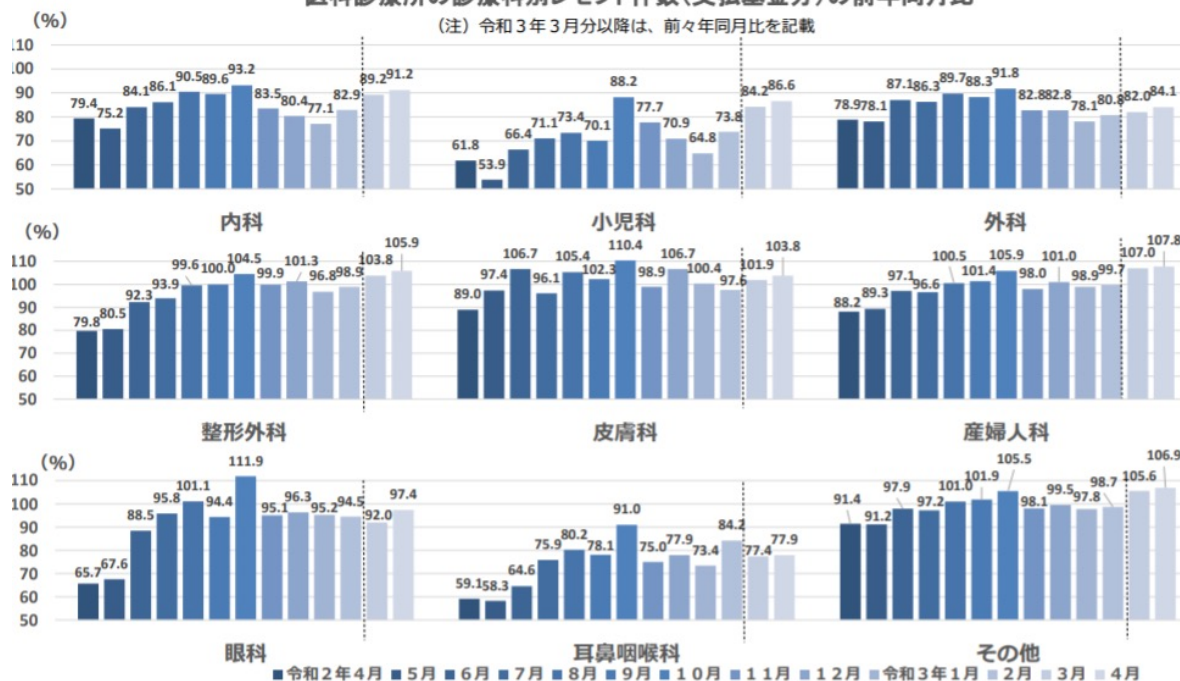
2-2. コロナ禍の中での病院の経営状況

コロナ禍による患者数の変化

新型コロナウイルス感染症による医療機関の患者数の変化④（医科診療所の診療科別）

医科診療所の診療科別レセプト件数(支払基金分)の前年同月比

(注) 令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載



※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報によるレセプト件数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。
 ※2 再審査等の調整前の数値。

53

出典：第482回中央社会保険医療協議会 総会（2021.7.7）

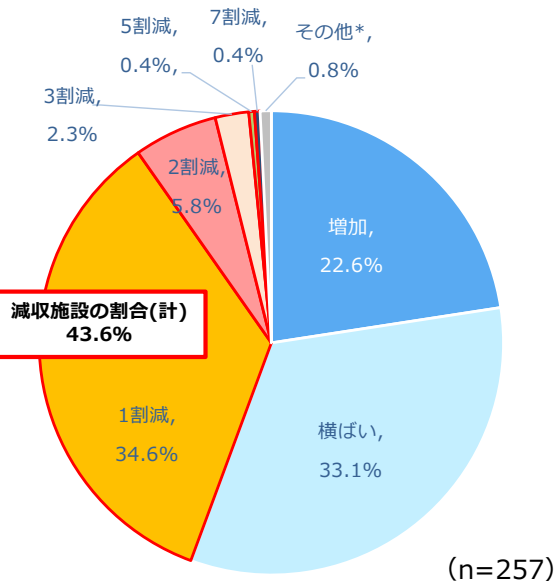
11

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

病院・医療法人の収益への影響（対前年度比）

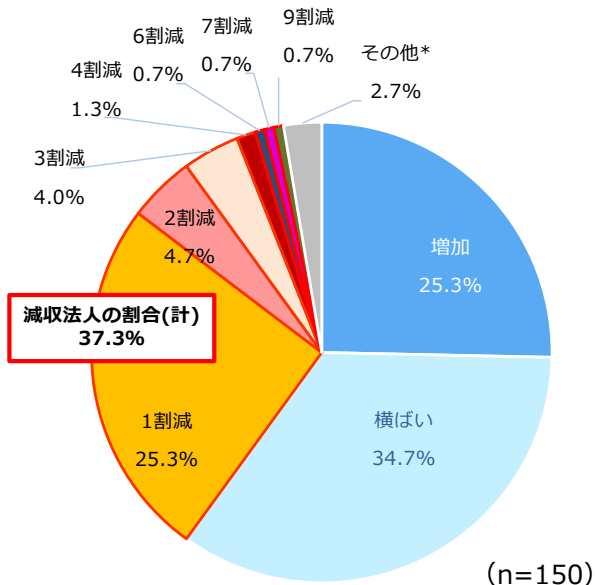
病院

2020年度 医業収益の状況（前年度比）



医療法人

2020年度 事業収益の状況（前年度比）



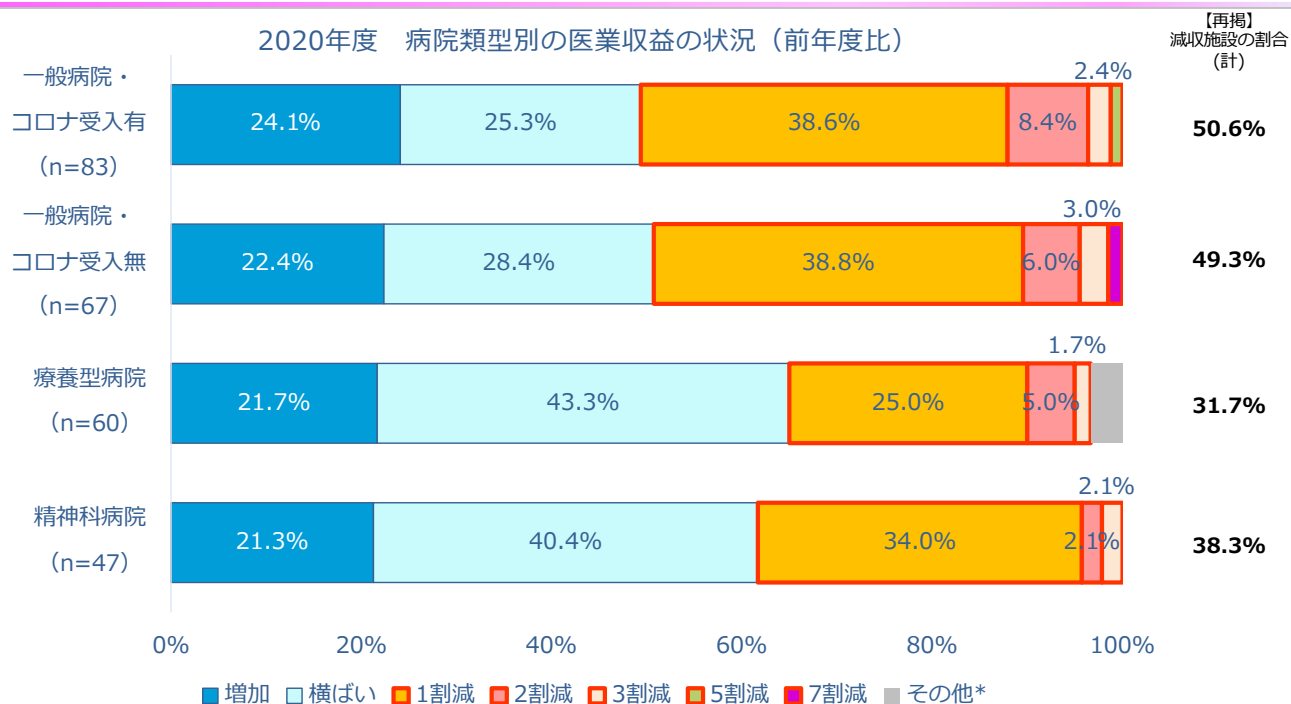
出典：福祉医療機構 病院経営動向調査（2021年6月調査）

➤ 2020年度は、43.6%の病院で医業収益が減少し、37.3%の医療法人で医業収益が減少

12

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

病院の収益への影響（対前年度比）



出典：福祉医療機構 病院経営動向調査（2021年6月調査）

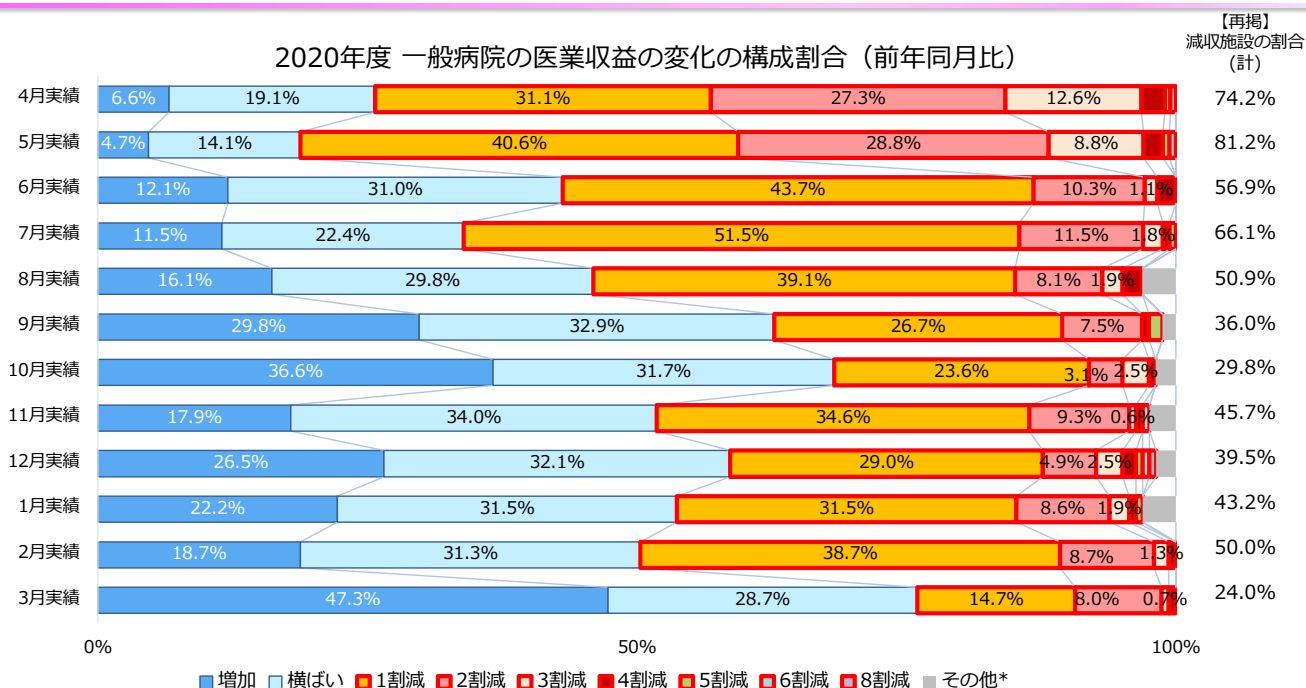
注）各病院類型は、病院が有する一般病床、療養病床、精神病床のうち、もっとも多い病床区分で累計した（以下、「病院経営動向調査」について同じ）

➢ 一般病院では、新型コロナウイルス感染症の患者の受け入れに関わらず、半数程度の病院が前年度よりも減収
➢ ただ、補助金等の医業外収益を加味すると、コロナ患者の受け入れの有無により収支状況に違いがある可能性も

13

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

病院の収益への影響（対前年同月比）①一般病院



出典：福祉医療機構 病院経営動向調査（2020年6月調査～2021年6月調査）

注）「4割以上減」および「その他*」については、グラフ上への数値の記載を省略（以下、記載がない場合は同じ）
「その他*」の内容：不明 等（以下、記載がない場合は同じ）

➢ 一般病院では、4・5月の緊急事態宣言下での落ち込みが大きく多くの病院で前年度比1割以上の減収。
10月にかけて状況は改善したが、以降は感染状況の悪化に合わせるように再度拡大

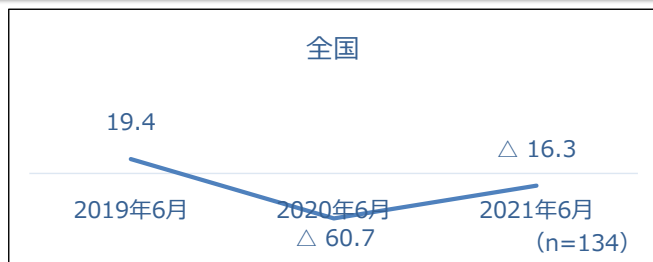
14

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

(参考) 2021年6月の収支状況

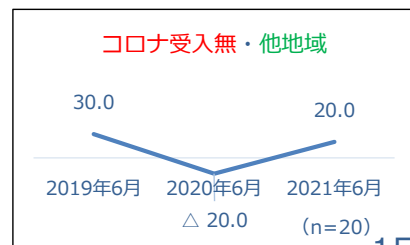
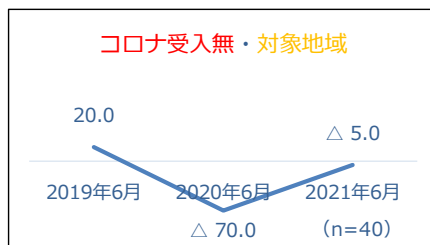
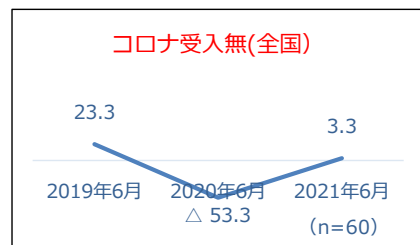
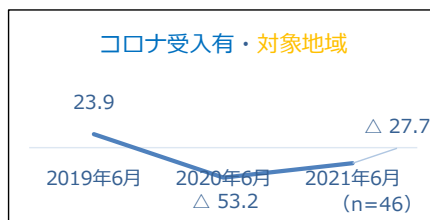
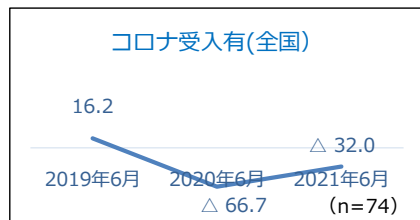
※ DI…第1回答割合から第3回答割合を差し引いた値 (良い・普通・悪い)
(例: 収益増加と回答30%、減少と回答40% → 収益のDI△10)

6月期 (2019年～2021年) の一般病院の医業収支 (黒字・赤字) DIの推移



出典: 福祉医療機構 病院経営動向調査 (2021年6月調査)

注) 「対象地域」は、第3次緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置 (2021年4月～6月) の対象となった以下の都道府県
…北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
石川県、岐阜県、三重県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県

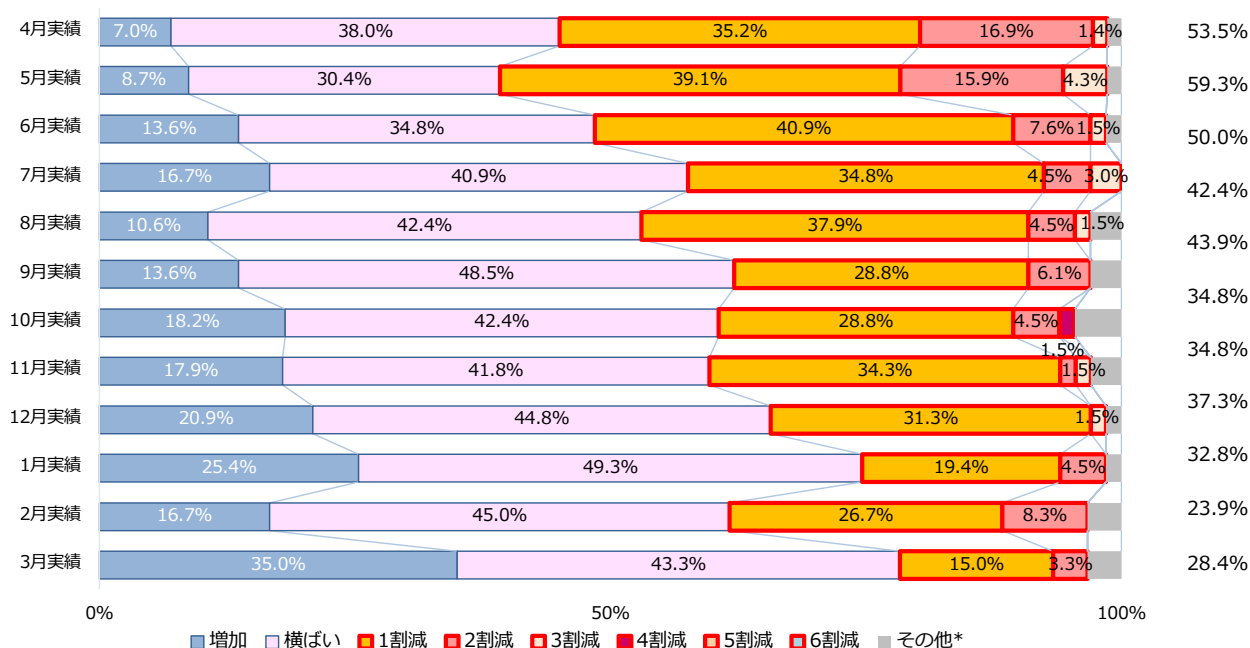


15

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

病院の収益への影響 (対前年同月比) ②療養型病院

2020年度 療養型病院の医業収益の変化の構成割合 (前年同月比)



出典: 福祉医療機構 病院経営動向調査 (2020年6月調査～2021年6月調査)

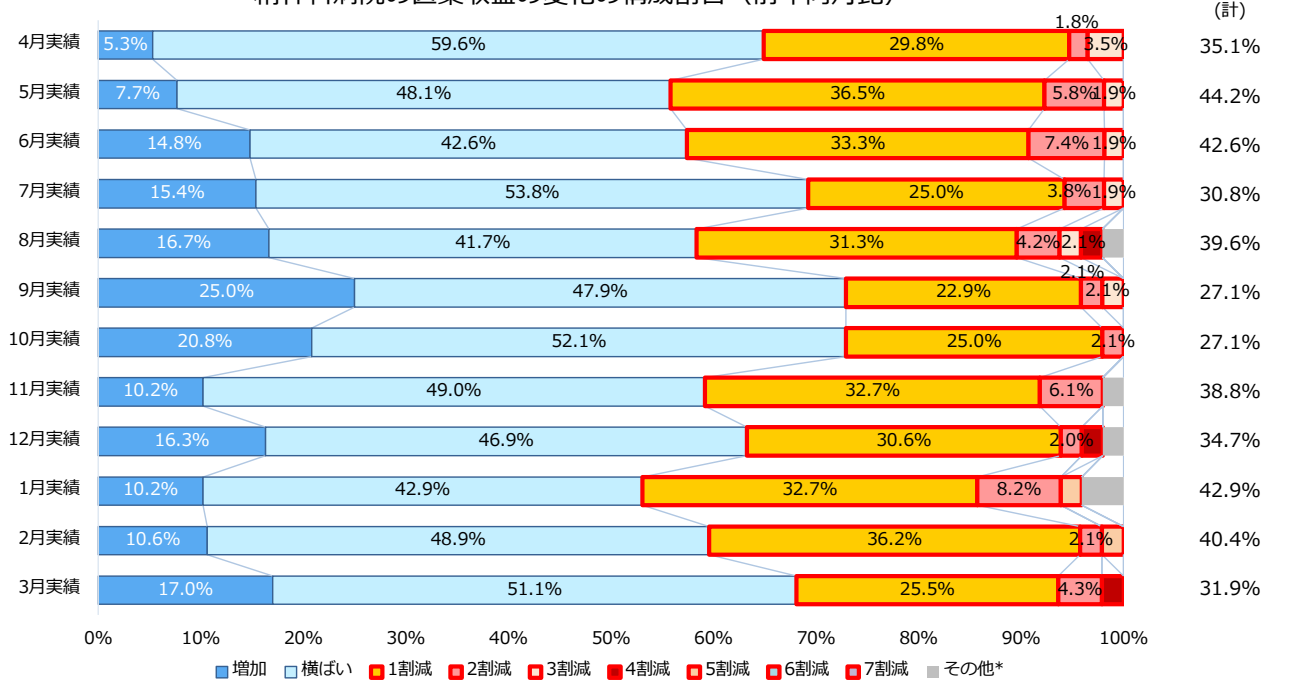
療養型病院でも、一般病院ほどではないが、5月をピークに多くの病院で減収が続いた

16

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

病院の収益への影響（対前年同月比）③精神科病院

精神科病院の医業収益の変化の構成割合（前年同月比）



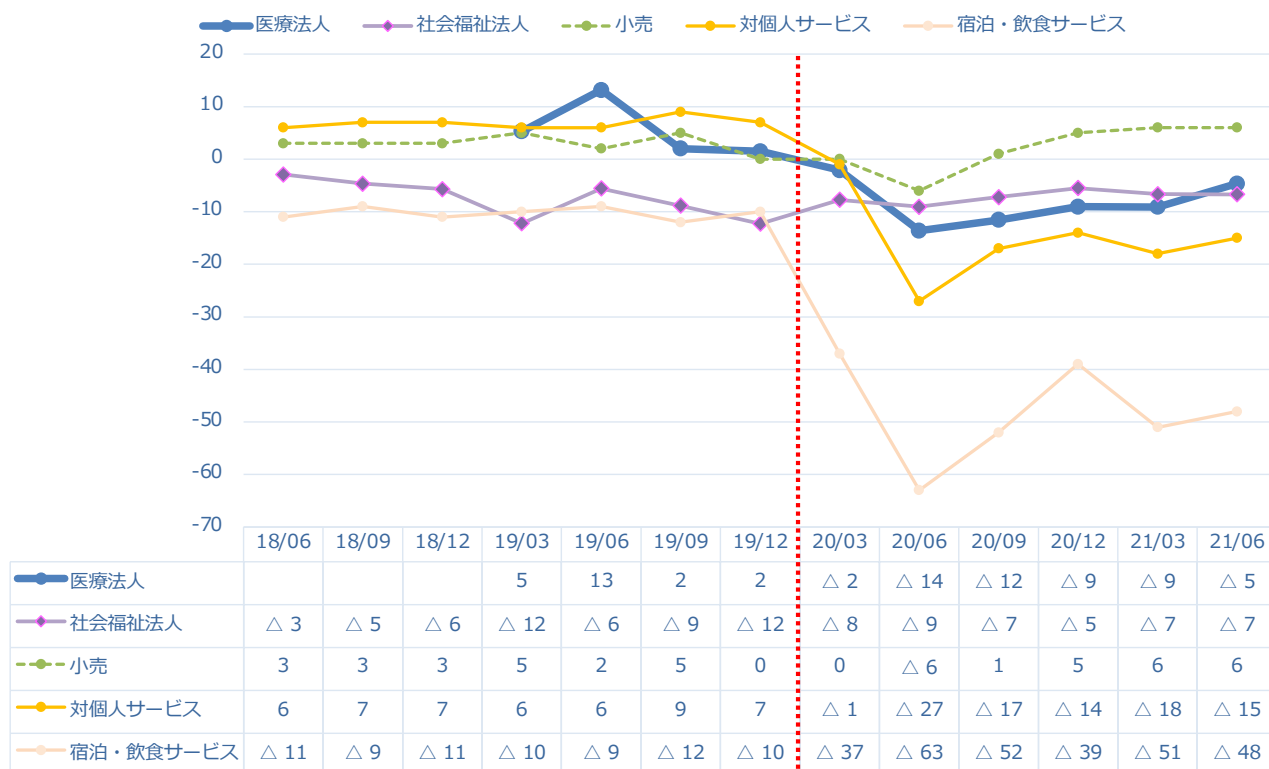
出典：福祉医療機構 病院経営動向調査（2020年6月調査～2021年6月調査）

➤ 精神科病院では、一度9・10月に減収施設の割合は縮小したものの、その後拡大し3割から4割で推移

17

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

事業者の資金繰りDI



出典：医療法人・社会福祉法人：福祉医療機構 経営動向調査

小売・対個人サービス・宿泊飲食サービス：日本銀行全国企業短期経済観測調査（短観）（中小企業）

18

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

3団体病院経営状況調査（補助金除く）

新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査

2021.6.3

■2020年度の経営指標

(単位: 千円) ※数値は平均値	平均病床数: 308			n=716 平均病床数: 168			n=264 平均病床数: 390			n=452 平均病床数: 385			n=272		
	全病院			コロナ患者受入 なし			コロナ患者受入 あり			一時的・外来病棟閉鎖					
	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比
医療収益	8,023,737	7,680,540	-4.3%	2,699,608	2,647,373	-1.9%	11,133,406	10,620,266	-4.6%	11,016,358	10,368,469	-5.9%			
入院診療収入	5,294,651	5,058,963	-4.5%	1,912,068	1,889,924	-1.2%	7,270,319	6,909,906	-5.0%	7,191,255	6,730,859	-6.4%			
外来診療収入	2,327,202	2,258,299	-3.0%	617,618	594,883	-3.7%	3,325,720	3,229,852	-2.9%	3,281,072	3,161,851	-3.6%			
健診・人間ドック等収入	153,243	133,984	-12.6%	64,262	60,225	-6.3%	205,214	177,064	-13.7%	207,923	175,093	-15.8%			
室料差額・その他医療収入	248,642	229,294	-7.8%	105,660	102,342	-3.1%	332,153	303,444	-8.6%	336,108	300,666	-10.5%			
医療費用	8,171,562	8,149,491	-0.3%	2,660,016	2,645,959	-0.5%	11,390,695	11,363,943	-0.2%	11,273,419	11,236,895	-0.3%			
医薬品費	1,357,781	1,327,249	-2.2%	279,599	268,545	-4.0%	1,987,516	1,945,607	-2.1%	1,974,886	1,917,483	-2.9%			
診療材料費	861,600	831,401	-3.5%	193,578	196,225	1.4%	1,251,773	1,202,389	-3.9%	1,226,096	1,175,636	-4.1%			
給与費	4,056,899	4,086,486	0.7%	1,522,226	1,529,580	0.5%	5,537,328	5,579,900	0.8%	5,537,891	5,585,228	0.9%			
その他経費	1,895,281	1,904,356	0.5%	664,614	651,610	-2.0%	2,614,078	2,636,049	0.8%	2,534,545	2,558,548	0.9%			
医療利益	-147,824	-468,951		39,592	1,414		-257,289	-743,677		-257,061	-868,427				
医療利益率	-1.8%	-6.1%		1.5%	0.1%		-2.3%	-7.0%		-2.3%	-8.4%				

医療利益の推移（2019年度と2020年度の%の差）



19

出典：日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会 新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査（2020年度第4四半期）（2021.6.3）

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

3団体病院経営状況調査（補助金を考慮）

新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査

2021.6.3

■2020年度の経営指標

(単位: 千円) ※数値は平均値	平均病床数: 308			n=716 平均病床数: 168			n=264 平均病床数: 390			n=452 平均病床数: 385			n=272		
	全病院			コロナ患者受入 なし			コロナ患者受入 あり			一時的・外来病棟閉鎖					
	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比
医療収益	8,023,737	7,680,540	-4.3%	2,699,608	2,647,373	-1.9%	11,133,406	10,620,266	-4.6%	11,016,358	10,368,469	-5.9%			
入院診療収入	5,294,651	5,058,963	-4.5%	1,912,068	1,889,924	-1.2%	7,270,319	6,909,906	-5.0%	7,191,255	6,730,859	-6.4%			
外来診療収入	2,327,202	2,258,299	-3.0%	617,618	594,883	-3.7%	3,325,720	3,229,852	-2.9%	3,281,072	3,161,851	-3.6%			
健診・人間ドック等収入	153,243	133,984	-12.6%	64,262	60,225	-6.3%	205,214	177,064	-13.7%	207,923	175,093	-15.8%			
室料差額・その他医療収入	248,642	229,294	-7.8%	105,660	102,342	-3.1%	332,153	303,444	-8.6%	336,108	300,666	-10.5%			
医療費用	8,171,562	8,149,491	-0.3%	2,660,016	2,645,959	-0.5%	11,390,695	11,363,943	-0.2%	11,273,419	11,236,895	-0.3%			
医薬品費	1,357,781	1,327,249	-2.2%	279,599	268,545	-4.0%	1,987,516	1,945,607	-2.1%	1,974,886	1,917,483	-2.9%			
診療材料費	861,600	831,401	-3.5%	193,578	196,225	1.4%	1,251,773	1,202,389	-3.9%	1,226,096	1,175,636	-4.1%			
給与費	4,056,899	4,086,486	0.7%	1,522,226	1,529,580	0.5%	5,537,328	5,579,900	0.8%	5,537,891	5,585,228	0.9%			
その他経費	1,895,281	1,904,356	0.5%	664,614	651,610	-2.0%	2,614,078	2,636,049	0.8%	2,534,545	2,558,548	0.9%			
医療利益	-147,824	-468,951		39,592	1,414		-257,289	-743,677		-257,061	-868,427				
①慰労金を除く支援金(※1)		489,375			30,517			757,380			865,643				
医療収益+①-医療費用		20,424			31,931			13,703			-2,784				

※1 入金額 都道府県独自の支援金(慰労金を除く)含む

入金された支援金を加味した医療利益の推移（2019年度と2020年度の%の差）

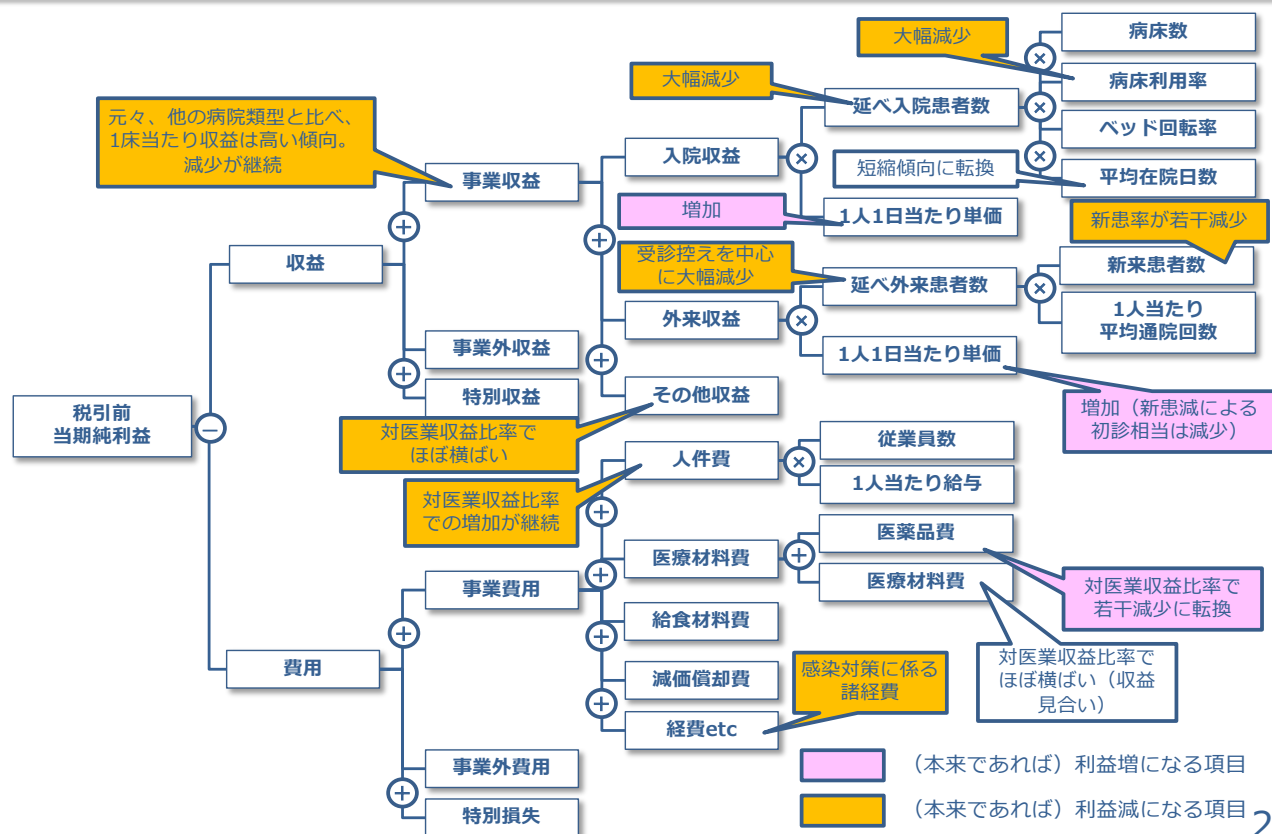


20

出典：日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会 新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査（2020年度第4四半期）（2021.6.3）

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

利益ツリーからみた急性期領域の病院におけるcovid-19の影響



21

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

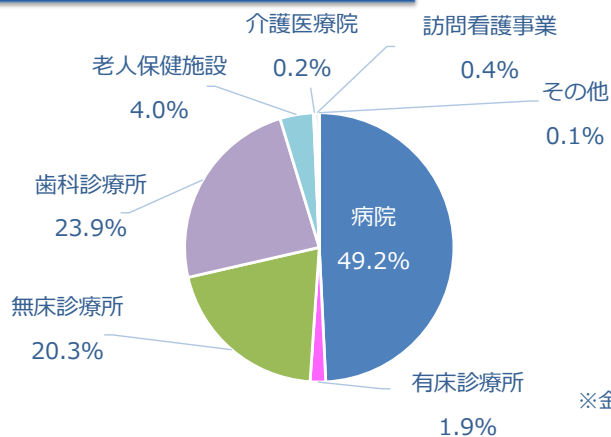
（参考）福祉医療機構によるコロナ融資実績

2020年度（令和2年度）末 融資実績

（期間：R2.3～R3.3）

	件数（件）			金額（百万円）		
	審査決定	契約	交付	審査決定	契約	交付
医療貸付	20,798	19,383	19,377	1,288,045	1,211,577	1,209,701
（福祉貸付）	8,713	7,810	7,810	331,406	289,878	289,878
総計	29,511	27,193	27,187	1,619,451	1,501,455	1,499,579

2020年度（令和2年度）末 医療貸付 施設種類別



※金額の構成割合（審査決定ベース）

22

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

3. 経営分析参考指標からみた特養の経営状況

3-1. 特養の経営状況

特別養護老人ホームの経営指標

	ユニット型		従来型	
	2019	2020速報	2019	2020速報
施設数	3,222	2,480	1,934	1,689
定員数 (人)	58.5	60.2	70.4	71.8
利用率 (%)	94.3	94.2	94.0	94.5
要介護度 —	3.89	3.88	3.99	3.99
利用者1人1日当たりサービス活動収益 (円)	14,135	13,929	11,963	11,881
定員1人当たりサービス活動収益 (千円)	4,800	4,683	4,061	4,045
人件費率 (%)	62.2	62.0	65.2	65.1
経費率 (%)	24.5	24.6	28.0	28.2
減価償却費率 (%)	7.3	7.3	3.9	3.7
サービス活動増減差額比率 (%)	5.8	5.7	2.7	2.7
赤字割合 (%)	28.2	29.3	34.0	34.2

注1) 収益・費用には、併設短期入所分も含まれる（以下、同じ）

注2) 利用者1人1日当たりサービス活動収益、定員1人当たり当たりサービス活動収益の、利用者・定員は短期入所を含む（以下、同じ）

注3) 減価償却費は国庫補助金等特別積立金取崩額[マイナス値]を含む（以下、同じ）

注4) 端数は四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある（以下、同じ）

全体の平均で前年度と比較すると、利用率はほぼ同水準（やや減少）で、利用者1人1日当たりサービス活動収益は上昇。定員当たりのサービス活動収益は増加したことにより、人件費率は微減

25

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

特別養護老人ホーム（ユニット型）の経営指標（2020年度速報値）

	29人以下	30人	31～49人	50～79人	80～99人	100人以上
施設数	865	76	71	614	436	418
特養定員数 (人)	27.8	30.0	40.7	59.0	83.7	113.3
特養利用率 (%)	95.0	95.2	94.1	94.2	94.2	93.9
要介護度 —	3.94	3.88	3.92	3.94	3.86	3.80
利用者1人1日当たりサービス活動収益 (円)	14,244	14,329	14,136	13,870	13,790	13,883
定員1人当たりサービス活動収益 (千円)	4,758	4,795	4,796	4,655	4,698	4,639
人件費率 (%)	64.6	62.5	62.3	63.0	61.2	60.5
経費率 (%)	24.0	23.9	25.0	25.0	24.7	24.5
減価償却費率 (%)	8.3	7.5	7.3	7.2	7.2	7.1
サービス活動増減差額比率 (%)	2.8	6.1	5.3	4.3	6.6	7.7
赤字割合 (%)	40.9	21.1	28.2	29.3	19.3	17.0

介護報酬改定によって、30人定員以外は、軒並み単価上昇。
地域密着型（29人以下）の状況は依然厳しく約4割が赤字

26

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

特別養護老人ホーム（従来型）の経営指標（2020年度速報値）

	29人以下	30人	31～49人	50～79人	80～99人	100人以上
施設数	43	50	39	867	387	303
特養定員数 (人)	26.3	30.0	40.5	56.5	83.1	118.3
特養利用率 (%)	96.4	93.5	96.6	95.1	94.2	93.7
要介護度 —	4.03	4.01	4.05	4.03	3.98	3.94
利用者1人1日当たりサービス活動収益 (円)	12,585	12,336	12,216	11,873	11,870	11,842
定員1人当たりサービス活動収益 (千円)	4,345	4,256	4,197	4,053	4,032	4,020
人件費率 (%)	68.9	67.7	67.4	65.9	64.2	64.5
経費率 (%)	27.4	27.6	27.6	28.6	28.3	27.5
減価償却費率 (%)	5.4	3.8	4.6	3.7	4.0	3.5
サービス活動増減差額比率 (%)	△1.7	0.3	0.4	1.7	3.4	4.1
赤字割合 (%)	46.5	44.0	48.7	37.1	29.7	26.1

従来型でも定員規模が大きいほどサービス活動増減差額比率は良好も、50人未満までほぼ半数が赤字

27

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

3-2. 最近の特養経営の景況感（経営実感）

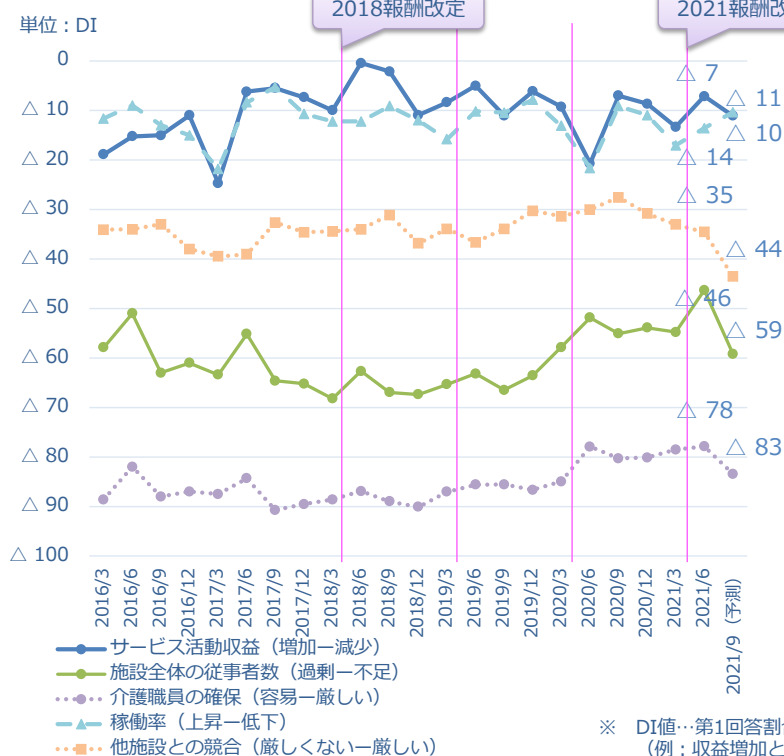
28

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

特別養護老人ホームの景況感（経営実感）

社会福祉法人経営動向調査（特養）

※ 回答者は施設長、事務長等



- 近年、特養のDI値は一貫してマイナスで推移
- サービス活動収益のDI値は、2018改定後にいったんゼロまで回復したが、再びマイナスで推移
- 多くの施設で他施設との競争を実感
- ほぼすべての施設で介護職員確保に苦慮

※ DI値…第1回答割合から第3回答割合を差し引いた値（良い・普通・悪い）
（例：収益増加と回答30%、減少と回答40% → 収益のDI△10）

29

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

4. 社会福祉連携推進法人の概要 ～検討の背景と制度概要～

規模拡大・協働化・事業展開に係る検討の背景

- ・「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」(平成20年3月:社会福祉法人経営研究会)

合併・事業譲渡は殆ど実績なし

- ・「社会福祉法人制度の在り方について」(平成26年6月:社会福祉法人の在り方に関する検討会)

規模の拡大・協働化は法人の経営権:法令化されず

- ・「医療介護サービス改革プラン」(平成30年10月:未来投資会議)
- ・「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)

今次の検討に

31

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)

II.全世代型社会保障への改革

5.次世代ヘルスケア

③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

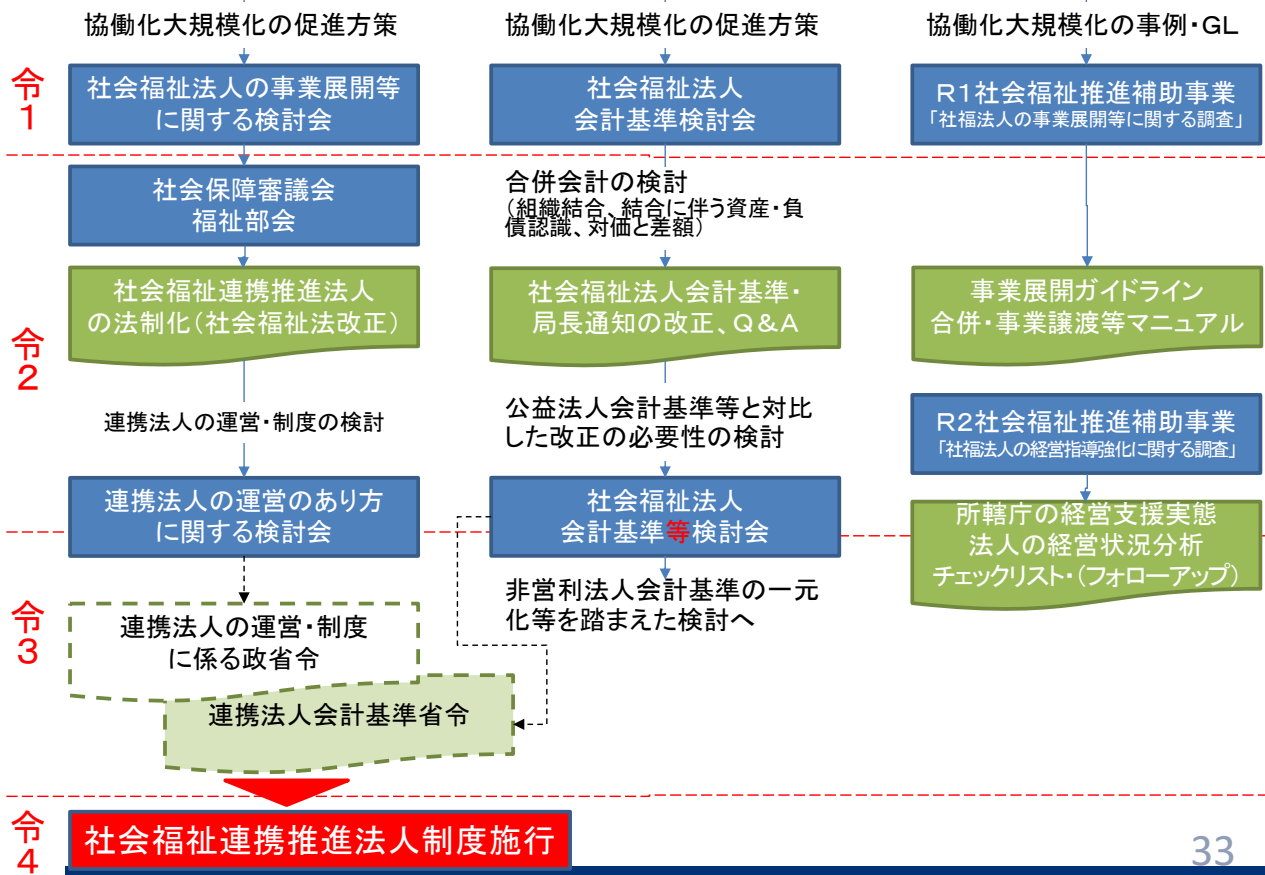
イ)医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

- ・「社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。」
 - － 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会
 - － 社会福祉連携推進法人の運営のあり方等に係る検討会
 - － 社会福祉法人会計基準等検討会(連携推進法人会計基準の検討)
- ・「また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、」
 - － 社会福祉法人会計基準検討会(合併会計等の検討)
- ・「2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。」
 - － 社会福祉推進補助事業「社会福祉法人の事業展開等に関する調査研究事業」
 - ・「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」(2020/9/11)
 - ・「合併・事業譲渡等マニュアル」(2020/9/11)

32

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

成長戦略フォローアップ(R1.6.12)



4-1. 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 (令和元年12月10日)

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進策について 等

3 構成員（案）（敬称略・五十音順）

神田 浩之	京都府健康福祉部地域福祉推進課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会	藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
	社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
柴 毅	日本公認会計士協会前常務理事	松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
◎田中 滋	埼玉県立大学理事長		全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー	宮田 裕司	全国老人福祉施設協議会 老施協総研運営委員会 委員長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事	本永 史郎	

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年4月19日（金）	社会福祉法人制度の現状と課題等
（第2回）2019年5月15日（水）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月17日（月）	これまでの議論の整理等
（第4回）2019年10月29日（火）	社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度のイメージ等
（第5回）2019年11月29日（金）	関係者からのヒアリング、報告書案に関する議論等
（第6回）2019年12月10日（火）	報告書案に関する議論

※ 本検討会は、社会・援護局長が開催し、庶務は福祉基盤課において行う。

※ 本検討会のほか、事業展開等に関する会計処理等について、別途公認会計士による検討会を設置。

35

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 報告書（概要）

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設 →具体的な制度内容は、次ページ

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

2

36

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

4-2. 社会福祉法人の規模の経済

主体事業と拠点数の考え方

【主体事業】… 法人全体のサービス活動収益のうち、
下記の収益が80%を超えるものをその法人の主体事業とした。

- ・介護保険事業収益および老人福祉事業収益 → 高齢福祉事業
- ・児童福祉事業収益および保育事業収益 → 児童福祉事業
- ・障害福祉サービス費収益 → 障害福祉事業

【拠点】… 当該拠点のサービス活動収益が1億円を超えるものを
その法人の有する拠点とした。
そのため、決算書上の拠点区分の数と異なる場合がある。

(例) A法人の場合

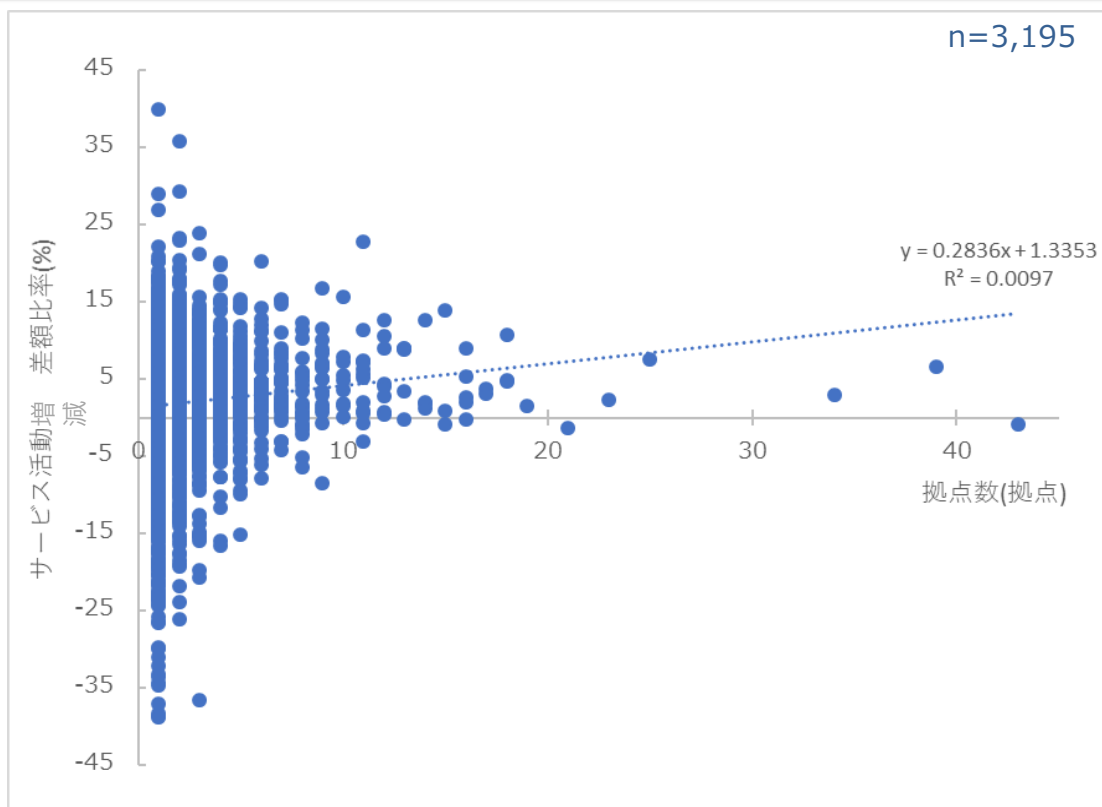
a拠点：サービス活動収益計：1億2000万円

b拠点：サービス活動収益計：8000万円

c拠点：サービス活動収益計：3億5000万円

→ 拠点数：2

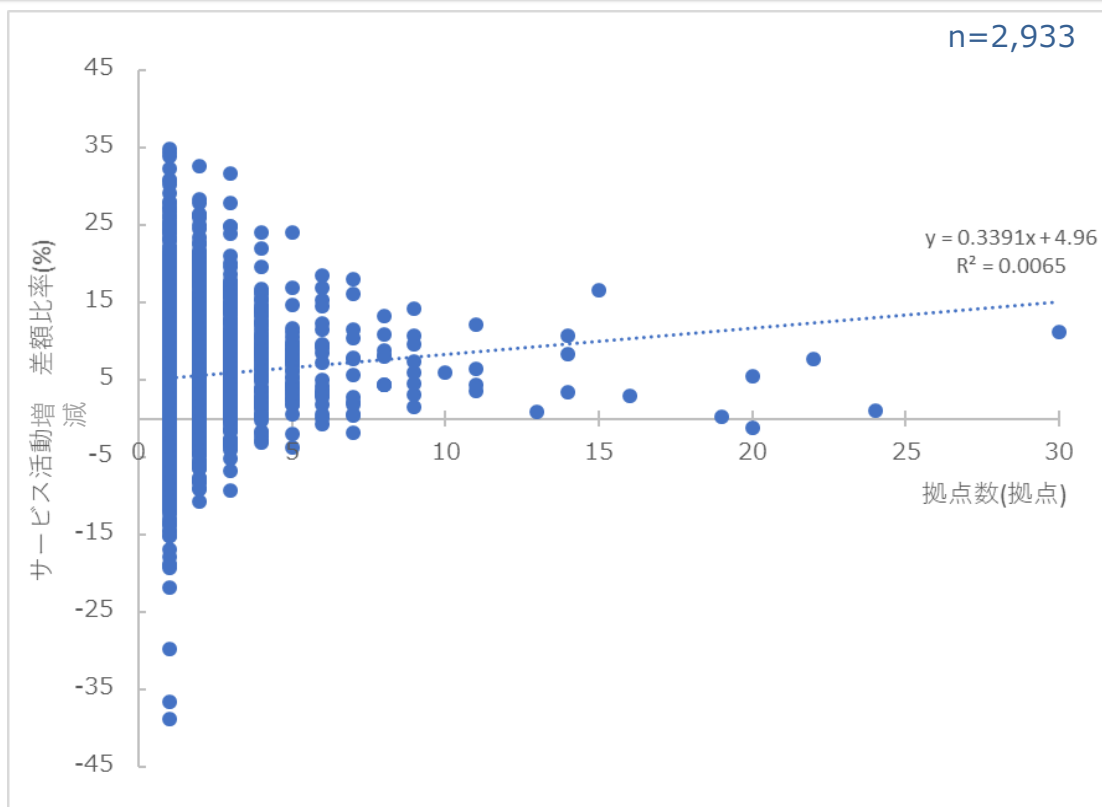
高齢福祉事業主体法人の状況



39

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

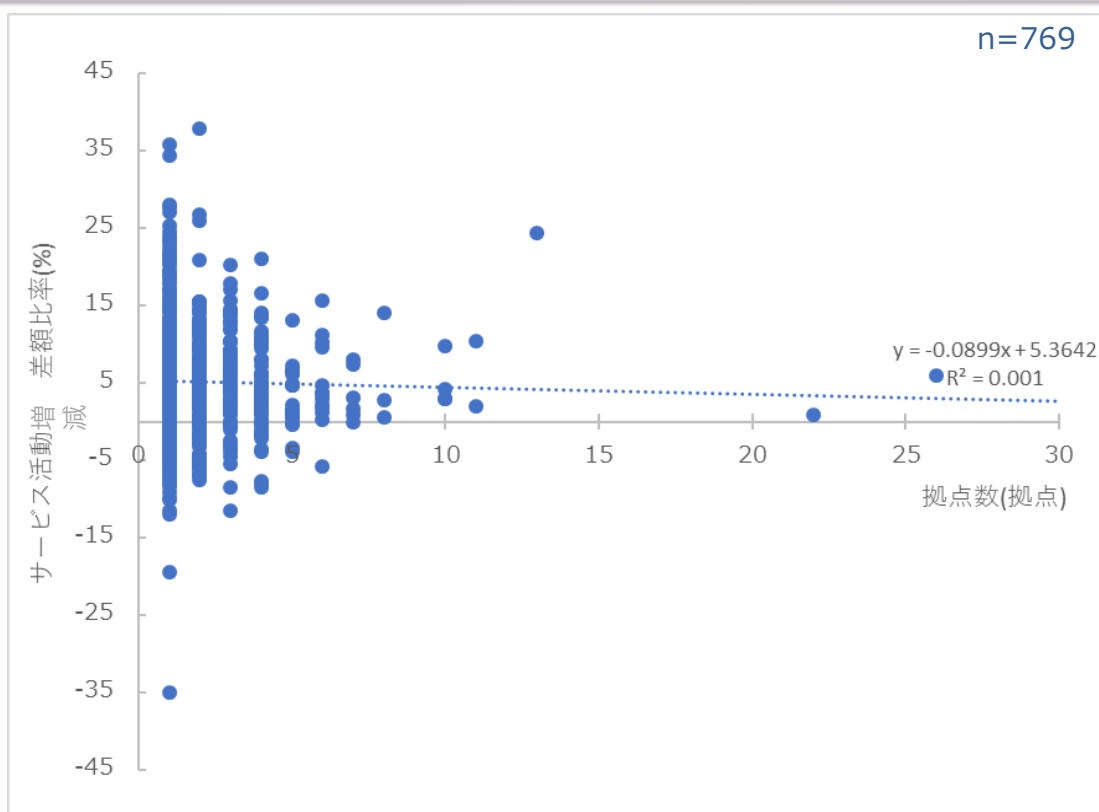
児童福祉事業主体法人の状況



40

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). ALL rights reserved.

障害福祉事業主体法人の状況



41

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

特養の定員規模別のサービス活動増減差額比率

			総数	29人以下	30人以上 49人以下	50人以上 59人以下	60人以上 79人以下	80人以上 99人以下	100人以上
従来型	施設数	施設	n=1,934	n=51	n=134	n=623	n=361	n=426	n=339
	サービス活動 増減差額比率	%	2.7	0.2	△0.3	1.3	2.3	3.4	3.9
ユニット 型	施設数	施設	n=3,222	n=1,125	n=270	n=341	n=429	n=538	n=519
	サービス活動 増減差額比率	%	5.8	3.8	6.4	4.7	4.4	6.1	7.5

資料出所: 福祉医療機構

42

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

保育所の定員規模別のサービス活動増減差額比率

		総数	20人以上 60人以下	61人以上 90人以下	91人以上 120人以下	121人以上 150人以下	151人以上 180人以下	181人以上 210人以下	211人以上
保育所	施設数 施設	n=5,290	n=925	n=1,557	n=1,429	n=712	n=352	n=149	n=166
	サービス活動 増減差額比率 %	4.9	5.9	5.4	4.9	4.4	4.6	4.5	3.4

資料出所: 福祉医療機構

認定こども園の定員規模別のサービス活動増減差額比率

		総数	20人以上 60人以下	61人以上 90人以下	91人以上 120人以下	121人以上 150人以下	151人以上 180人以下	181人以上 210人以下	211人以上
認定こども園	施設数 施設	n=1,247	n=38	n=168	n=354	n=301	n=184	n=89	n=113
	サービス活動 増減差額比率 %	8.4	8.3	7.6	8.9	8.2	8.4	7.8	8.7

資料出所: 福祉医療機構

障害福祉サービス(居住複合型)の 定員規模別のサービス活動増減差額比率

		総数	40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上
居住複合型	施設数	n=478	n=159	n=221	n=60	n=38
	サービス活動増減 差額比率	9.8	9.4	10.5	8.9	9.2

資料出所: 福祉医療機構

45

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

社会福祉法人の規模の経済

- 法人の有する施設数を規模とすると・・・
 - － 規模の経済性は観測されない
- 1つひとつの施設の規模(＝定員数)を規模とすると・・・
 - － 特養: 小規模施設の効率性は低い
 - － 保育・認定こども園: ほぼ差はなし(定員規模別単価のためか・・・)
 - － 障害(居住複合型): ほぼ差はなし

46

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

4-3. 社会福祉連携推進法人制度 (令和2年6月12日公布)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン〈平成28年6月2日閣議決定〉）

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
 - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用を努力義務を規定する。
 - ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併・事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑ 連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

要件を満たしたものを認定・監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)
※ 社会福祉法人と同様、事業活動等により決定。

【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤強化のために必要な者

【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を営業者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支援を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

49

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

社会福祉連携推進法人について(案)

※ 案が検討会で決まった事項

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

⇒社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

理事会
(理事6名以上・監事2名以上)

※ 代表理事1名を選出

※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

社員総会

(法人運営に係る重要事項の議決機関)

※ 原則1社員1議決権

※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ

※ 不当に差別的不当取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価

(社員総会・理事会は意見を尊重)

社会福祉連携推進評議会

(3名以上)

※ 福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

※ 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる

【法人運営のポイント】

- 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域、実施地域の範囲に制約なし)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- 社会福祉連携推進業務の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業と同様の事業は実施不可)
- 社員からの会費、業務委託費等による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可(業務を遂行するための財産の保有可)

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務
・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等	・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援 等	・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行 等 ※ 介護職に係る技能実習の整理団体は、経営支援業務として行う	・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付 ※ 貸付け基準に所轄庁の認可が必要 ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の最近3カ年度の本部拠点の事業活動計画書における当期活動増減差額の平均額が上限 ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない	・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整 等	・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給 等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

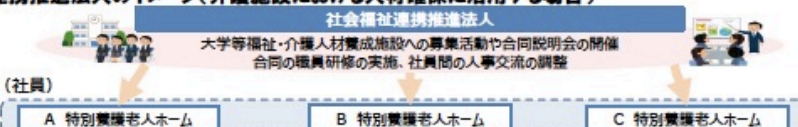
社会福祉事業を営業者法人

社会福祉を目的とする公益事業を営業者法人

社会福祉事業等に従事する者の養成機関を営業者法人

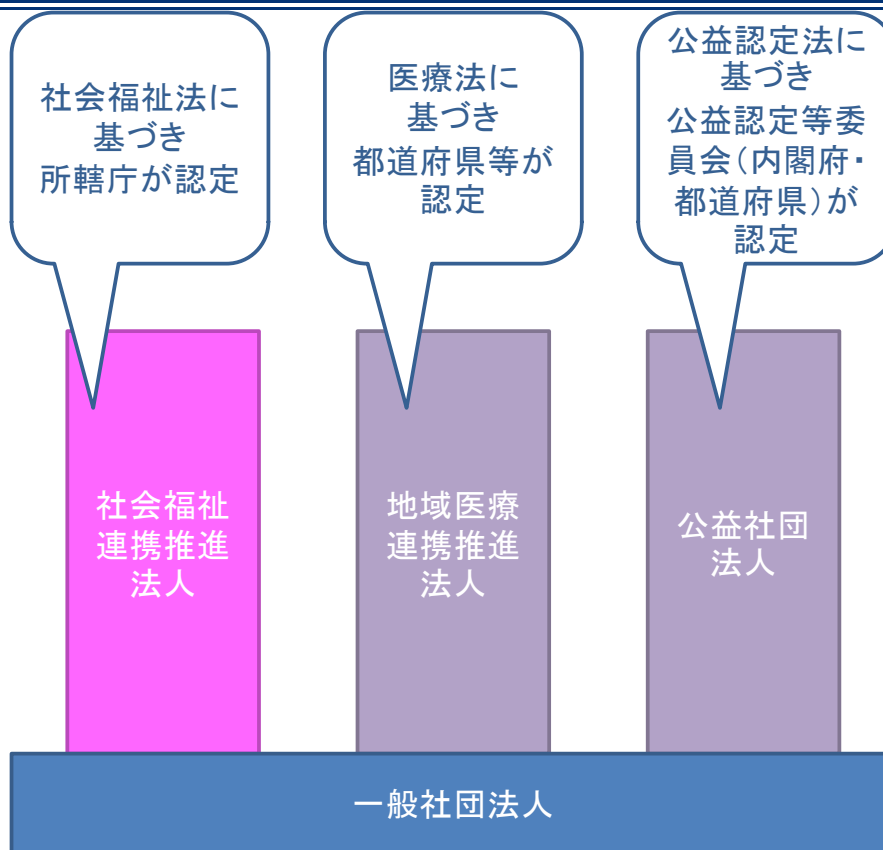
※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)



⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの軽減が期待

50



社会福祉法人を中核とした非営利連携法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	- 合意形成が比較的容易 - 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定(都道府県、市町村)	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
新たな選択肢 (社会福祉法人を中核とする非営利連携法人)		- 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールの整った一段深い連携、協働化が可能。 - 一部の業務で連携法人と社員との資金融通を限定的に認める。	社員は社会福祉事業を行っている法人、関係自治体、その他連携業務に関する業務を行う者。	参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(社会福祉法人への貸付等の業務では一定の制約)	限定なし(活動区域は指定)	社会福祉法人への貸付等の業務では社員である社会福祉法人から連携法人への貸付等を本部経費の範囲内で認める。
(法人レベル)合併 (施設レベル)事業譲渡		- 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 - 経営権、人事制度の変更に伴うため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度)	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

改正社会福祉法における社会福祉連携推進法人の規定

第11章 社会福祉連携推進法人

第1節 認定等

第125条 社会福祉連携推進法人の認定 (連携法人の実施事業)

- 第1号 地域福祉支援業務
- 第2号 災害時支援業務
- 第3号 経営支援業務
- 第4号 貸付業務
- 第5号 人材確保等業務
- 第6号 物資等供給業務

社会福祉連携推進法人
の運営の在り方検討会
にて検討

第126条 認定申請 (社会福祉連携推進方針)

第127条 認定の基準 (社福過半数要件(社員数及び議決権)、機関等定款記載事項)

第128条 欠格事由

第129条 認定の通知及び公示

第130条 名称

第131条 所轄庁規定の準用

改正社会福祉法における社会福祉連携推進法人の規定

第2節 業務運営等

第132条 連携法人の業務運営(経営の原則: ミッション・利益供与禁止 ・連携外業務・社会福祉事業の禁止)

第133条 社員の義務

第134条 委託募集の特例等(職業安定法第36条第1項及び第3項の 規定の例外、厚労大臣への届出、職業安定法の読み替え等)

第135条 (公共職業安定所による委託募集に係る情報提供及び指導)

第136条 評価結果の公表等(評議会による評価公表と意見尊重

←評議会のガバナンス確保)

第137条 社会福祉連携推進目的事業財産

第138条 計算書類等(連携法人の計算等 = 社会福祉法人会計基準 の準用・読み替え)

第139条 定款の変更等

第140条 社会福祉連携推進方針の変更

社会福祉法人会計基準
検討会にて検討

改正社会福祉法における社会福祉連携推進法人の規定

第3節 解散及び清算

第141条 社会福祉法人の解散・清算条項の準用

第4節 監督等

第142条 代表理事の選定及び解職
(選定及び解職における所轄庁の認可)

第143条 役員等に欠員を生じた場合の措置等
(社福法人における規定準用)

第144条 監督等
(社福法人における所轄庁監督規定の準用)

第145条 社会福祉連携推進認定の取消し

第146条 社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与
(残余財産の処分規制)

第5節 雑則

第147条 一般法人法の適用除外
(法人種類名称の使用、監事任期・監事廃止、計算書類の公告、法人の合併)

第148条 政令及び省令委任
(認定・監督については政令事項、定款変更・代表理事選定解職認可については省令事項)

社会福祉連携推進法人に係る附帯決議

・ 衆議院(2020/5/22)

九 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在として円滑に事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく周知すること。

・ 参議院(2020/6/4)

六 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの推進に資する存在として事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく示すこと。また、社会福祉法人の合併及び事業譲渡の推進策について検討すること。

(参考)改正社会福祉法第134条(公布日から2年以内施行)

(委託募集の特例等)

第百三十四条 社会福祉連携推進法人の社員が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しない。

- 2 社会福祉連携推進法人は、前項に規定する募集に従事するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

(以下略)

(参考)職業安定法第36条

(委託募集)

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の報酬の額については、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 3 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

1 設置の趣旨

- 社会福祉連携推進法人制度の施行に向け、その具体的な運営の在り方等について検討を行う。

2 構成員(敬称略・五十音順)

(座長) 川原 文貴	川原経営グループ 代表
田中 滋	埼玉県立大学 理事長
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
宮川 泰伸	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部福祉審査課長
山田 寿志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表

3 検討項目等

- 令和2年11月に検討会を設置し、以下のような項目について、議論を進める。

(1) 社会福祉連携推進法人の業務内容

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

(2) 社会福祉連携推進法人のガバナンスルール

- ・ 社員の範囲
- ・ 社員の議決権の取扱い
- ・ 評議会の運営

(3) 社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法 等

※ 本検討会は、社会・援護局長が開催し、座務は福祉基盤課において実施。

※ 検討会の会議、資料、議事録は原則として公開する。ただし、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある等の場合にあっては、非公開とすることができる。

※ 本検討会の資料等については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14486.html) に掲載。

(参考1) 社会福祉法人制度改革の実施状況

社会福祉法人制度の改革(主要内容)

資料:厚生労働省

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

61

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

社会福祉充実財産の状況

資料:厚生労働省

- 令和2年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和2年10月1日時点で調査(※)した。
- ・ 社会福祉充実計画を有すると回答した法人は、**2,001法人(社会福祉法人総数の9.8%)**で前年度より**減少**。
- ・ 社会福祉充実計画を有すると回答した法人の社会福祉充実財産の総額は**4,132億円**で、前年度より**414億円の減**。

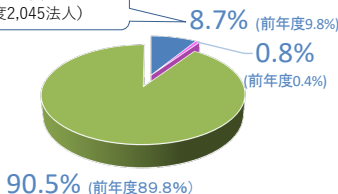
※ 回収率は91.6%。新型コロナウイルス感染症の影響による法人職員の出勤抑制等で昨年度調査より回収率は微減。なお、回収率の計算式は次の通り。
(令和3年3月時点有効回答1,833法人)÷(社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した2,019法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた18法人を除いた2,001法人)÷91.6%

- 事業内容別の事業費内訳をみると「サービス向上のための既存施設の改築・設備整備」が**1,946億円**と、全体の**42.8%**を占めている。

1. 社会福祉充実計画の有無

社会福祉充実計画を有すると回答した法人は、**1,833法人**(前年度2,045法人)

※福祉行政報告例による全国の社会福祉法人数を分母とした割合
令和2年度:20,972法人
令和元年度:20,912法人



2. 社会福祉充実計画を有する法人の社会福祉充実財産の総額

N = 1,833法人

令和2年度調査時点における社会福祉充実財産の総額

4,132億円(前年度4,546億円)

※()内は令和元年度調査時点における社会福祉充実財産の総額(N = 2,045法人)

3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費内訳

(令和元年度 N = 2,045法人、令和2年度 N = 1,833法人)

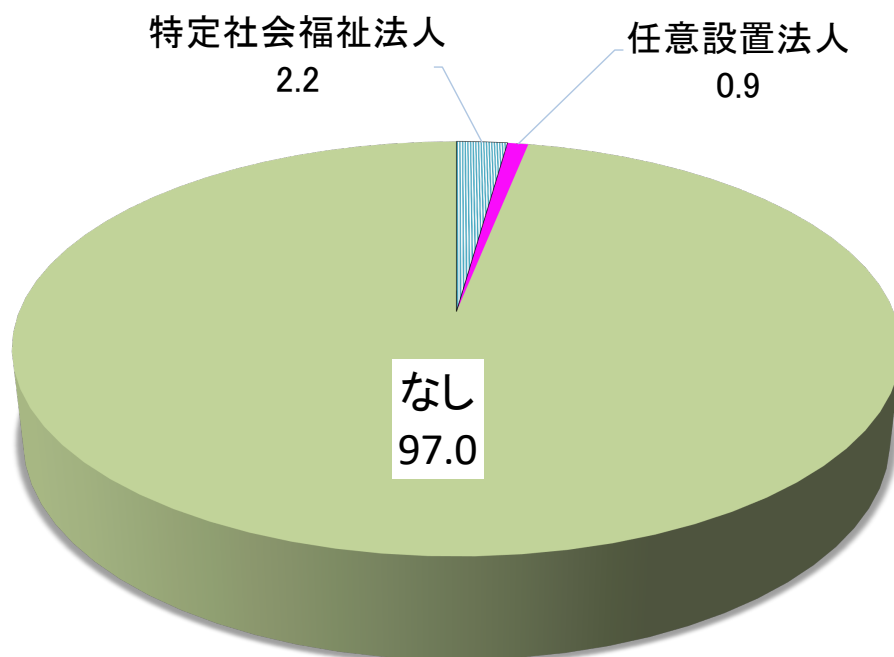
事業内容	事業額(単位:億円) ※①内は構成比(事業額ベース)		事業数 ※①内は構成比(事業数ベース)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,946(42.8%)	1,889(45.7%)	2,002(43.5%)	1,677(40.1%)
新規事業の実施	835(18.4%)	661(16.0%)	540(11.7%)	502(12.0%)
職員給与、一時金の増額	308(6.8%)	180(4.4%)	546(11.9%)	538(12.9%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	158(3.5%)	133(3.2%)	336(7.3%)	371(8.9%)
既存事業のサービス内容の充実	120(2.6%)	100(2.4%)	320(7.0%)	348(8.3%)
既存事業の定員、利用者の拡充	61(1.3%)	51(1.2%)	71(1.5%)	61(1.5%)
研修の充実	38(0.8%)	16(0.4%)	338(7.3%)	310(7.4%)
職員の福利厚生	48(1.1%)	35(0.9%)	127(2.8%)	118(2.8%)
上記以外の事業	248(5.4%)	189(4.6%)	324(7.0%)	261(6.2%)
充実計画期間内に使途の定めがないもの等	803(17.7%)	874(21.2%)	—	—
合計	4,546(100.0%)	4,132(100.0%)	4,604(100.0%)	4,186(100.0%)

※ 事業費については社会福祉充実財産使用計画額のみを計上(補助金、充実財産以外からの使用分は計上していない)

62

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

会計監査人の設置状況 (n=8,350)



資料: 福祉医療機構調べ(令和3年)

63

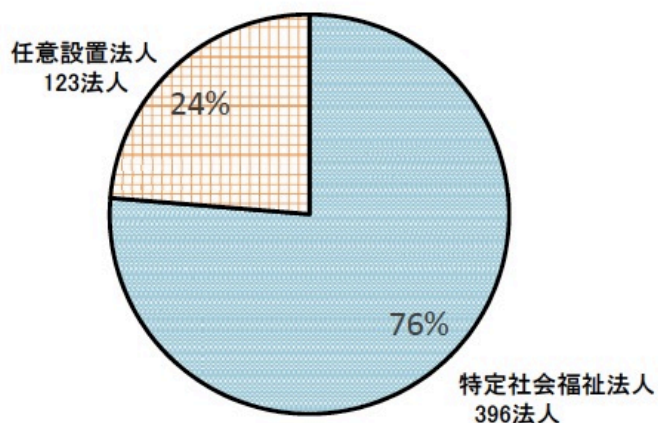
Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

令和2年度(4月1日時点)会計監査人設置状況調査

会計監査人設置法人数割合(令和2年度)

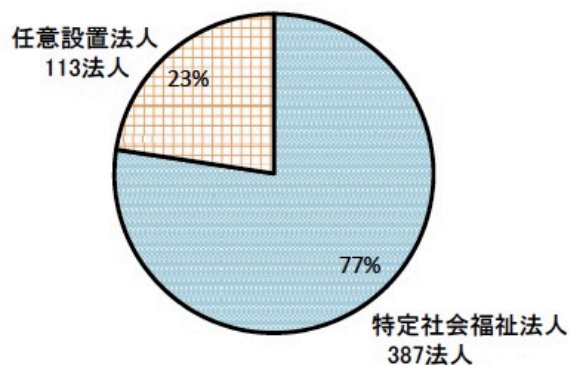
519法人 / 20,972法人

※法人総数は令和元年度末現在(福祉行政報告例)



参考: 昨年度(令和元年度)の状況

500法人 / 20,912法人



※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典: 厚生労働省福祉基盤課調べ

64

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

会計監査の実施又は専門家の活用と指導監査との関係（活用できる書類）

○ 以下の法人類型ごとに所轄庁が確認書類の提出を受けることにより、指導監査において、当該確認書類の活用を図ることができる。

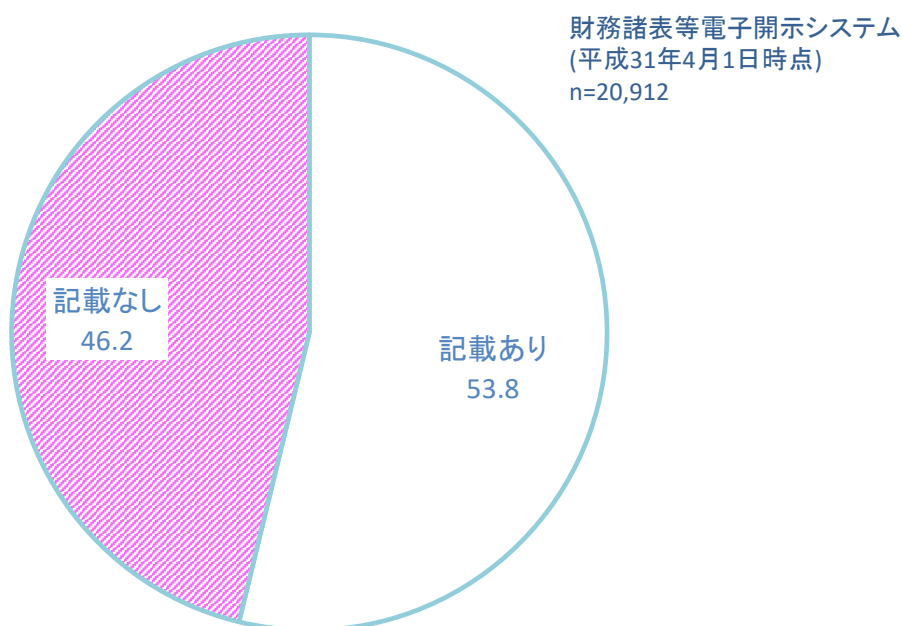
「会計監査及び専門家による支援等について」（社援基発第0427第1号・平成29年4月27日 厚労省社会・援護局福祉基盤課長通知）

法人類型	会計監査、専門家の活用の場合の指導監査上の取扱い	活用できる書類
① 会計監査人設置義務法人 ②-1 会計監査人による監査(定款規定) ②-2 会計監査人による監査に準ずる監査(定款規定しない)	監査周期5年に1回	・「会計監査報告」(「独立監査人の監査報告書」) ・「監査実施概要及び監査結果の説明書」 ※ 「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第40号)
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
③ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援 内部統制支援法人	監査周期4年に1回	「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」 ※ 「会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務」(平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第32号)
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
④ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援 事務処理体制支援法人	監査周期4年に1回	「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援実施報告書」 ※ 平成29年4月27日 日本税理士会連合会
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	—

65

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

地域における公益的取り組みの記載状況

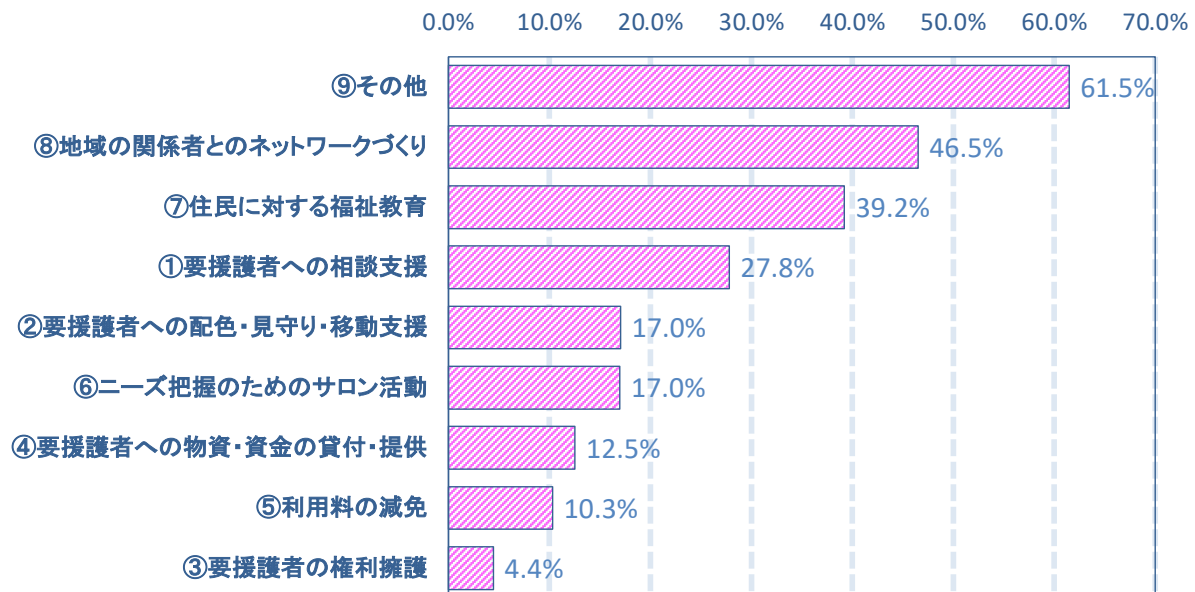


資料：社会保障審議会第26回福祉部会（令和3年1月25日）より作成

66

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

地域における公益的取組の内容



財務諸表等電子開示システム (令和3年3月時点)

67

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

地域における公益的取組の記載状況による 新卒採用実績の差(事業主体別)

	新卒採用実績のあった法人の割合 (%)	
	記載あり	記載なし
介護保険事業	73.1	58.1
保育事業	51.1	41.3
障害福祉サービス事業	76.4	56.2
社会福祉法人全体	64.3	52.8

資料: 福祉医療機構調べ(令和2年)

68

Copyright © 2021 Welfare And Medical Service Agency (WAM). All rights reserved.

参考2 介護人材確保

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
- ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
- となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比
- ※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



- 注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。
- 注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
- 注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
- 注4) 2018年度（平成30年度）分からは、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の 処遇改善	○ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施 ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするとともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールの柔軟化を実施。	(実績)月額平均7.5万円の改善 - 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～) - 月額平均1.4万円の改善(29年度～) - 月額平均1.3万円の改善(27年度～) - 月額平均0.6万円の改善(24年度～) - 月額平均2.4万円の改善(21年度～)
多様な人材 の確保・育成	○ 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援 ○ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援 ○ ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進 ○ 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、求職者向け職業訓練の訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施 ○ 福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除付きの修学資金の貸付を実施 ○ 介護施設等における防災リーダーの養成	
離職防止 定着促進 生産性向上	○ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進 ○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援 ○ 生産性向上ガイドラインの普及 ○ 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進 ○ ウイズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、副業・兼業等の多様な働き方モデル事業の実施	
介護職 の魅力向上	○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ○ 介護を知るための体験型イベントの開催 ○ 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信 ○ 介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテストの取組を情報発信	
外国人材の受 入れ環境整備	○ 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等) ○ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等) ○ 送出国への情報発信の拡充等	

※下欄部分は令和3年度予算における新規事業

71

WAM

ご清聴ありがとうございました。

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター 千葉正展

〒105-8486
東京都港区虎ノ門4-3-13
Tel 03-3438-9932

ホームページアドレス: <http://www.wam.go.jp/hp/>

72